

DTCC

Securing Today. Shaping Tomorrow.®

「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」 に基づく情報開示

DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社

情報開示金融市場インフラ:	DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社
金融市場インフラが事業を行う法域:	日本
金融市場インフラの規制・監督当局:	金融庁、日本銀行
情報開示日:	2016年7月29日
詳細問い合わせ先:	DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社 電話番号: (+81) 03-3519-1670

なお、この文書は、<http://www.dtcc.com/> にも掲載されています。

目次

1. エグゼクティブ・サマリー	3
2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要	4
3. DDRJ の概要	5
4. 原則毎の説明的開示	6
原則 1. 法的基盤	6
原則 2. ガバナンス	8
原則 3. 包括的リスク管理制度	13
原則 4. 信用リスク	14
原則 5. 担保	14
原則 6. 証拠金	15
原則 7. 資金流動性リスク	15
原則 8. 決済のファイナリティ	15
原則 9. 資金決済	15
原則 10. 現物の受渡	15
原則 11. 証券集中振替制度	15
原則 12. 価値交換型決済システム	16
原則 13. 参加者破綻時処理の規則・手続	16
原則 14. 分別管理・勘定移管	16
原則 15. ビジネス・リスク	16
原則 16. 保管・投資リスク	18
原則 17. オペレーショナル・リスク	18
原則 18. アクセス・参加要件	22
原則 19. 階層的参加形態	24
原則 20. FMI 間リンク	24
原則 21. 効率性・実効性	25
原則 22. 通信手段・標準	26
原則 23. 規則・主要手続・市場データの開示	27
原則 24. 取引情報蓄積機関による市場データの開示	29
5. 公表物	30

1. エグゼクティブ・サマリー

BIS 決済・市場インフラ委員会 - 証券監督者国際機構（以下、「CPMI-IOSCO（旧称 CPSS-IOSCO）」という。）は、支払・決済機関、証券預託機関、清算機関及び取引情報蓄積機関を含む金融市場インフラは、金融市場の強化並びに金融システムの安定化を促進する上で、不可欠であり、且つ重要な役割を果たしていると謳っています。金融市場インフラは、清算、決済、金融取引の情報蓄積のそれぞれ固有な機能を担い、金融市場安定化に貢献しています。この金融市場インフラの一員である DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下、「DDRJ」という。）は、取引情報蓄積機関として、金融商品取引当事者間に介在し、執行された金融商品取引の報告を主たる業務として遂行しています。また、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラが適正に管理されている場合において、それら金融市場インフラは金融市場安定化の促進に大きな役割を果たすものとの見解を表明しています。

2012 年 4 月、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラを強化するため、要求水準を引き上げた国際基準となる「金融市場インフラのための原則（以下、「FMI 原則」という。）」を発表しました。FMI 原則は、24 の原則から構成されており、金融市場インフラが晒されている主要なリスク項目について網羅しています。FMI 原則の一つの主要な目的として、金融市場インフラが、明瞭且つ包括的な情報開示を行うことを促進する点にあり、CPMI-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、金融市場インフラが担う業務において、該当する FMI 原則への遵守状況を示すことができることとなります。

DDRJ は、米国の The Depository Trust & Clearing Corporation（以下、「DTCC」という。）を最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて設立され、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）に基づき金融庁の監督に服する法人です。DDRJ は内閣総理大臣から指定を受けた取引情報蓄積機関として、金利、為替、株式、信用の各アセット・クラスにおける店頭デリバティブ取引情報を顧客である金融商品取引業者等から受信し、金融庁に報告する業務を行っています。この文書は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、DDRJ における FMI 原則への適合状況を公表するものであり、特段の指定がない限りにおいて、2015 年 12 月末時点の情報を開示するものです。

DDRJ は、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミット合意の精神に則り、店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステミック・リスク削減及び市場濫用の防止を目的とした取引情報蓄積機関としての責務を果たすため、堅牢なリスク管理態勢を構築し実効性を持たせることが肝要であると認識し、DDRJ が晒されているオペレーショナル・リスク並びに関連するその他のリスクについて適正に把握し管理するため、DTCC グループとも協働し、取締役会も含めた組織的な体制を構築しています。

2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要

DDRJは「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づくFMI原則の遵守状況に関する文書を2015年7月31日に最初に開示しました。今回の更新にあたり、最初に公開された当該文書からの主な変更点は、以下のとおりです。

- DDRJは2015年12月に業務規程の改定につき内閣総理大臣の承認を得ましたので、改定後の業務規程をDTCCグループのウェブサイト(DDRJに関する箇所)を介して開示しました。

なお、上記の変更点に加えて、今回の更新においては、従前の記載内容をより明確化する観点から、いくつかの箇所の記載について、軽微な追加・変更も実施しております。

3. DDRJの概要

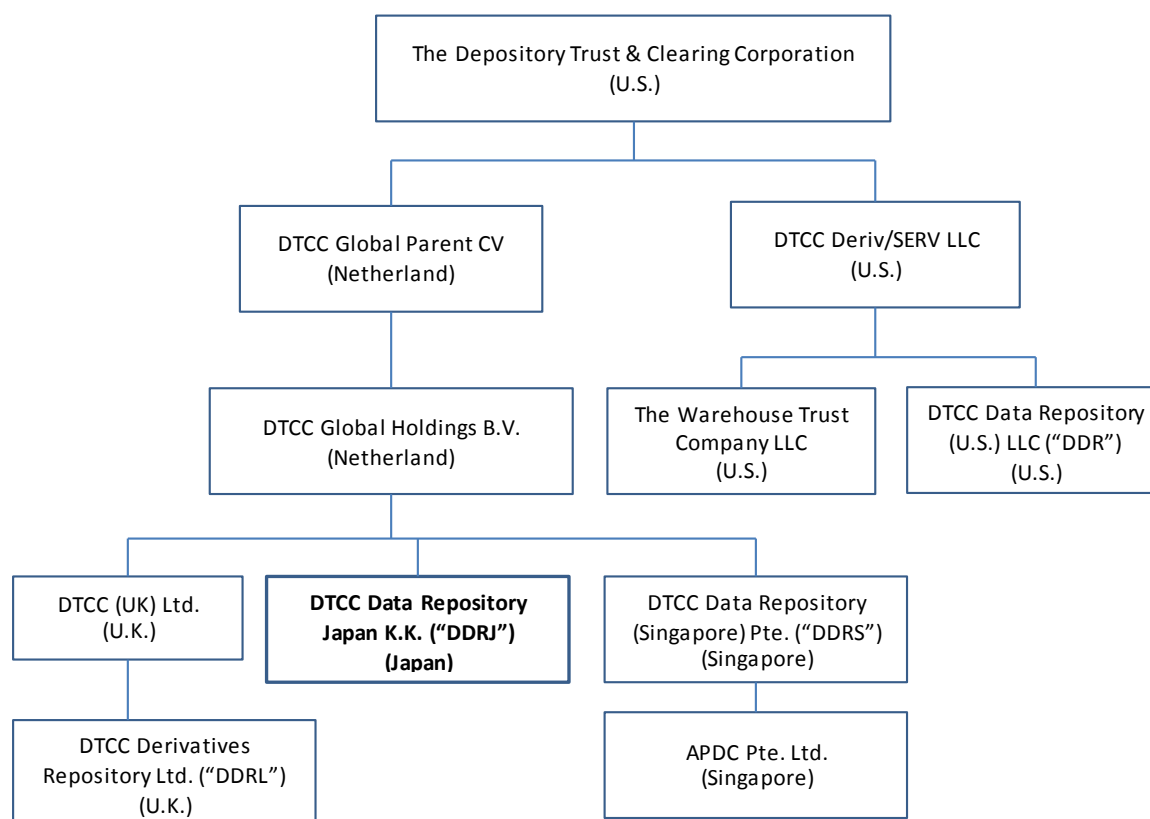
2009年のG20ピッツバーグ・サミットでは、店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステミック・リスクの削減及び市場濫用の防止を目的とし、全ての店頭デリバティブ取引情報を取引情報蓄積機関に集積させるという合意がなされ、その精神に則り、DDRJは、2013年3月8日に内閣総理大臣から指定を受けた日本における最初の取引情報蓄積機関として設立されました。DDRJは、金商法及び関連内閣府令で規定される金融商品取引業者等の店頭デリバティブ取引情報保存・報告義務者を顧客とし、顧客から送信される取引情報の保存及び金融庁への報告業務を遂行しています。金商法及び関連内閣府令に従って、金利、為替、信用、及び株式のアセット・クラスにおける店頭デリバティブ取引が現在の報告対象取引となっています。

DDRJの組織概要

DDRJは、米国のDTCCを最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて日本において設立された株式会社です。DTCCは、米国における非公開の持ち株会社であり、傘下に証券預託機関や清算機関等の金融市場インフラを擁し、40年以上にわたり、米国金融市場及び世界の金融市場における金融取引約定後の業務処理を担う主要な金融市場インフラとして確固たる地位を確立してきました。またDTCCの株主は、全て利用参加者である主要な金融機関で構成されており、金融市場における安全性並びに効率性の促進、ひいては金融システム全体の安定性に貢献するという経営理念の下、ガバナンス構造を構築しています。

取引情報蓄積業務に関するDTCCグループの概要図は、以下に示す通りです。

DTCCグループ



(なお、上記の概要図はDTCCグループのすべての法人を表記したものではありません。)

DDRJは、日本における金融市場インフラとして、DTCCグループで求められる堅牢なガバナンス及びリスク管理体制を構築しています。DDRJの取締役会は、現在2名の常勤取締役及び3名の非常勤取締役により構成されていますが、DDRJの事業活動の全てを監督しています。DDRJの取締役は、リスク管理等を含む内部管理体制についても監督責任を有しており、包括的なリスク・プロファイルとリスク管理の状況、内部監査計画とそれに関連する事項、コンプライアンスの状況に関する内部管理体制の事項について、取締役会における常設の議題として、個々の案件の性格に応じて、報告を受けたり、承認を与えたりしたりしています。

また、DDRJは監査役設置会社であり、監査役は、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等を有し、牽制機能としての役割を果たしています（詳細は、原則2 ガバナンスを参照）。

法的及び規制上の枠組み

DDRJは、金商法に従って、内閣総理大臣から指定をうけた取引情報蓄積機関であり、金商法や関連する内閣府令に準拠し、業務を運営しています。さらに、金融庁が制定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」にも準拠しています。また、日本において設立した株式会社として、民法、商法及び会社法等にも準拠しています。

DDRJは、金商法及び関連する内閣府令の規定に基づき、業務規程を策定し、内閣総理大臣の認可を受けています。また、DDRJは、以下で説明のとおり、金商法及び関連する内閣府令に従い、内閣総理大臣の承認を受けて、取引情報蓄積業務の一部を関連会社に業務委託しています。

DDRJは、金商法に基づき、金融庁の監督・規制に服しており、また、日本銀行法に規定された目的に基づき、日本銀行が金融市場インフラに対して行うオーバーサイトを受けています。

システムの設計と運用

DDRJは、取引情報蓄積業務の一部を関連会社に業務委託しています。具体的には、顧客からの取引情報の受信、金融庁宛取引報告の作成等並びに当該システムの開発・運用を関連会社に委託しています。なお、DDRJは、業務委託契約に基づき業務委託先の主要関係部署と定期的に状況確認のための会議を開催すること等を通じて、業務委託先に対する適切な管理体制を構築しています。

4. 原則毎の説明的開示

原則1 法的基盤

FMIは、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

重要な考慮事項1：

法的基盤は、関係するすべての法域について、FMIの業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

DDRJの業務活動は、金商法、民法、会社法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」等の日本の法規に準拠しています。

さらに、金融庁が制定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」は、FMIの事業・業務の側面すべてをカバーするものであり、DDRJはこれに基づく金融庁による監督の対象となっています。

DDRJ の業務活動の重要な側面については、以下の観点からも、高い次元で法的基盤が確保されているものと考えております。

- (1) 金商法第 156 条の 67 に基づき、金融庁（内閣総理大臣）から日本の取引情報蓄積機関としての指定を受け、金商法第 156 条の 71 と関連する内閣府令・監督指針に基づいて規定された範囲・内容で業務を遂行していること。
- (2) 取引情報の保存義務の内容・詳細については、金商法第 156 条の 65 と関連内閣府令において規定されていること。
- (3) 取引情報の報告義務の内容・詳細についても、金商法第 156 条の 65 と関連内閣府令において規定されていること。
- (4) ユーザーとの間で締結される顧客契約書（そこで参照準拠されている業務手順書も含む）及び取引情報蓄積機関としての指定を受けるに際して金融庁から承認を受けた（業務に関する手順と管理の概要を記載した）業務規程を遵守することも要請されており、その業務活動と管理体制について、金融庁による厳格な審査と監督にも服していること。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

DDRJ の業務規程、業務手順書、顧客契約書、サービス提供に際して必要となる口座開設のために顧客から徴求する各種書式のいずれについても、日本における取引情報蓄積機関としての指定を受ける申請手続過程において、外部の法律事務所や金融庁との協議を含む、徹底的な検証プロセスを経て策定されており、これらのプロセスの中で関係法令との整合性や妥当性が確認されております。

さらに、これらの各種規程・規則・契約書・書式は、法令・規制の変更、提供するサービス内容の変更、金融業界との作業部会で具体的に問題となった論点の検証結果に応じ、外部の法律事務所も交えて、継続的に検証し、必要に応じて、金融庁との協議も経た上で、適時、適切に見直しを行っております。

特に、DDRJ の業務規程については、金商法第 156 条の 74 に基づき、法令上指定された項目を網羅するとともに、業務手順書の骨子や管理体制の概要等を記載し、金融庁の承認を事前に得ることが要請されており、当該業務規程を変更する際にも、事前に金融庁の承認を得ることが要請されています。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

DDRJ は、その活動の法的基盤や業務手順書、顧客契約等の内容をご理解いただくために、関係業界との作業部会の場や既存の顧客や顧客となることを希望される金融商品取引業者等への個別のご説明の機会を通じて、その業務の法的基盤や業務規程、業務手順書、顧客契約書の内容についてご説明を行っております。

また、業務規程、業務手順書、顧客契約書等は、DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等を変更する場合には、全ての顧客に対する通知するとともに、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。なお、業務規程と業務手順書を変更する際には DDRJ の取締役会の承認が必要となります。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

DDRJ の業務活動地域は日本に限定されていることから、顧客契約書と業務手順書は既にニューヨーク DTCC Non-Confidential (Green)

ク州を準拠法としている極く一部の既存顧客を除き、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所の専属的裁判管轄に服する旨を規定していますが、日本法とニューヨーク州法は、いずれも、常に高い次元で法的な安定性と予測性を提供している法領域です。

なお、顧客契約書においては、顧客に、(1)当該契約書に基づく義務を履行するために必要な権利能力と権限を有していること、(2)顧客契約書は有効かつ法的拘束力のあるものであること、(3)サービス提供に必要なシステムに接続されることに法令上の問題はないこと、についてそれぞれ誓約して頂いています。

DDRJとしては、現在のところ、これらの各種規程・規則・契約書・書式は、内部と外部の法律事務所、金融庁、それらに実際に服することになる顧客といった各方面による、徹底的な検証と審査を経て策定されたものであり、完全に法的に拘束力を有しており、記載内容も明確なものであると考えております。

なお、これまで、裁判所が、DDRJの業務規程や業務手順書に基づく業務活動や契約関係について、法的拘束力がないと判断した例はありません。

重要な考慮事項 5 :

複数の法域において業務を行っているFMIは、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

DDRJは、法の抵触の問題の可能性については、顧客、外部の法律事務所、金融庁その他の規制当局から得られる最新の情報に基づいて、継続的にその特定・分析を行っています。

尤も、DDRJの業務活動に関しては、以下の観点から、複数の法域における潜在的な法の抵触から生じるリスクは最小限に抑えられているものと考えています。

- (1) DDRJの業務活動地域は日本に限定されていること、
- (2) DDRJとユーザーに適用される業務規程の準拠法は日本法を指定していること、
- (3) ユーザーは、日本国内の金融商品取引業者等に限定されていること、
- (4) 取引情報蓄積機関という業務の性格から、取引自体の清算・決済・担保処分に関する複数の法領域間での抵触といった問題に巻き込まれる可能性はないこと、

原則 2 ガバナンス

FMIは、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMIの安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安全などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMIは、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安全などの関係する公益の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステムリスク削減及び市場濫用の防止を目的とし、全ての店頭デリバティブ取引情報を取引情報蓄積機関に集約させる旨の合意がなされました。

本邦においても金商法が改正され、同法第156条の63～84項に関連規定が追加され、DDRJは、当該規定に基づき、本邦で最初の取引情報蓄積機関としての指定を得ました。

同法並びに関連内閣府令には取引情報蓄積機関の業務内容が明記されており、DDRJはそれに従って業務を運営しております。

また、DDRJの取引情報蓄積機関としてのガバナンスの取決めや経営方針に関する規程においても、上記法令等の趣旨に沿って、DDRJの業務目的や使命を定めております。

即ち、DDRJが金融庁から取引情報蓄積機関としての指定を受けた明らかな経営目的は、店頭デリバティブ取引市場における透明性を向上させることにより、金融市場の秩序安定に資するという点にあり、DDRJの役員・社員は、この経営理念に基づいて活動することを求められています。

なお、金融システムの安全性と効率性の確保に関する課題に関しては、DDRJの取締役会において議論されるだけでなく、必要に応じ、DTCCグループ内の関係委員会等においても検討され、DTCCグループ全体の業務上の課題として、DDRJの業務計画にも反映されることにより、優先的な課題として達成されます。

重要な考慮事項 2 :

FMIは、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

DDRJは、現在、最終的な親会社を米国のDTCCとする、日本の会社法に基づいて設立された株式会社です。

DDRJは金商法に基づき金融庁の監督に服する法人であり、DDRJのガバナンス上の基本的な取決めを定める定款は、会社法、金商法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」及びその他の法令に定められている取引情報蓄積機関のガバナンスに対する詳細な要件との間で整合性は確保されています。

DDRJの取締役会は、代表取締役会長、代表取締役社長、及び非常勤取締役3名（DTCCグループの主要な経営陣代表から選出）の合計5名で構成され、上記関係法令・指針と社内組織規程等に従って運営されています。取締役会は、その決議によりDDRJの業務執行の決定を行い、その決定を執行する業務執行取締役を選定し、かつ、その者の職務執行の妥当性を監督します。

なお、DTCCグループの経営陣層の中から選出されているDDRJの取締役は、金融業界の主要顧客から出資を受けて設立され、世界の金融市場における複数の金融市場インフラを保有する持株会社であるDTCCの取締役会に対しても、必要に応じて、報告を行っています。

また、DDRJは監査役設置会社であり、監査役は、株主総会において選任されるとともに、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等が会社法により付与されています。

DDRJのユーザーとの間での契約関係や義務を取り決める顧客契約書、業務規程、業務手順書、さらには、重要な告知事項は、DTCCグループのウェブサイト上に掲示することで全ての顧客がいつでも確認できるようにしています。

重要な考慮事項 3 :

FMIの取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害対立を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

DDRJの取締役会は、DDRJの事業活動の全てを監督し、株主に対して説明する最終経営監督責任を負っています。取締役会の主な職務、権限及び手続は、会社法、定款及びDDRJの「取締役会規程」に定められています。

取締役会の主な職務には、以下の事項を承認・決定することが含まれます。

- ・ 業務運営計画を含むDDRJのハイレベルな経営政策・戦略・目的
- ・ 年次予算・投資提案
- ・ 内部手続、リスク管理、財務報告、法令等遵守、業務委託先管理が十分に機能するための内部管理体制
- ・ 代表取締役の選任及び解任

取締役会と個々の取締役の利益相反への対処については、取締役が、DDRJの事業の分類に属する取引その他のDDRJと取締役との利益が相反するような取引をしようとする場合には、取締役会においてその取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない旨が会社法で規定されています。

また、監査役は、取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があったときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告するほか、その調査の結果を株主総会に報告することが会社法で義務付けられています。監査役は、毎年、監査報告の作成に当たり、利益相反取引の有無について調査を行っています。

さらに、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、決議に加わることができない旨が会社法で規定されています。

利益相反管理に関する具体的な社内手続はDDRJの利益相反解決指針と倫理規程においてもそれぞれ定めております。それらの規程は特定の頻度で見直しを実施することとはしていませんが、必要に応じて、随時、見直しを実施します。

なお、DDRJは、現時点では、取締役会の下部機関としての各種委員会は設置していません。

取締役の資格要件は金商法上及び取締役会規程でも規定されており、取締役会と個々の取締役に関する実際の評価基準・方法も取締役会規程において規定しており、年次評価を実施しています。

また、取締役会全体の業績については、株主総会に提示する「事業報告書」等を通じ、事業計画の達成状況や財務数値の報告を報告することにより、株主のモニターも受けています。

重要な考慮事項 4 :

取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

金商法は、取引情報蓄積機関が「取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する」者により構成されることを要求しており、DDRJの取締役会においてもその要求に沿った人選を行い、金融庁に報告しています。

具体的には、DDRJの現在の取締役はその豊富な実務経験、知識、経営能力等を有する上級幹部役員として、DTCCないしその傘下子会社の取締役にも就任しているか、豊富な金融業界での経験と上級幹部経験を経た人材で構成されています。

また、DDRJの取締役はDTCCグループにおける上級経営幹部社員等の立場で、グループの重要な業務である取引情報蓄積機関連業務を推進し、金融市場インフラとして金融市場の発展に貢献する責務を負っています。

なお、DDRJでは現在外部取締役は選任していませんが、業務執行から独立した日本の会社法の下での監査役を選任していることに加え、親会社であるDTCCにおいては外部取締役を選任しており、グループ全体として見れば、ユーザーを含めた外部取締役の意見は、弊社において現在選任されている取締役の見識や意見を通じて、ある程度、弊社の経営・監督機能にも反映されております。

重要な考慮事項5：

経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMIの経営陣は、FMIの運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性（Integrity）を備えるべきである。

DDRJの経営陣の役割は、DDRJの業務運営全般についての経営責任を担うというものです。また、DDRJの経営陣は、各部署の管理者・担当者を指揮・監督しながら、日々の業務運営を行っています。

DDRJの経営陣の責務は、ガバナンスの取決めや経営方針に関する規程等において明記しており、また、業務目標についてもDTCCグループ全体で実施する業務目標の設定・達成評価手続に参加しています。

DDRJはDTCCグループの人事部方針に従い上級管理職を選定しています。また、DTCCグループの人事方針に従い、DDRJもその人材開発と人材承継計画を策定しています。

上級の経営管理職の採用・選定に際しては、DTCCグループの経営幹部とDDRJの取締役の一部もその手続に参加します。

さらに、DDRJは、経営陣が、会社法、金商法が求める資格要件を満たしていることも確認しています。実際、DDRJの経営陣は、銀行や金融商品取引業者の経営管理、取引の決済清算業務や取引情報蓄積業務、さらには、リスク管理やITについての多様な経験と深い知識を有しています。

DDRJの取締役会は、会社法に定める解任手続に基づき、職務遂行を怠り、又は、DDRJの評判を失墜させた取締役の解任を発議し、株主総会の決議を求める権限を有しています。

重要な考慮事項6：

取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理態勢を構築すべきである。こうした態勢には、FMIのリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源および取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

DDRJの取締役会は、晒されているリスクを特定し、それに対処する規定として、DTCCグループのリスク管理方針を遵守しています。

かかるリスク管理方針と管理枠組みの遵守を全社的に確保するために、包括的なリスク管理態勢を整備し、その遵守状況の報告を定期的を受け、必要に応じて、適切な対処を行える環境を確保しています。[詳細は原則3（包括的リスク管理制度）を参照]

さらに、DTCCグループ内において、DDRJを含めた各取引蓄積機関から業務委託を受けて世界中の取引情報蓄積業務に関する事務を所管している受託先の取締役会は、DTCCグループにおけるDDRJを含めた各TR全体の主要なリスクとその影響度合いといった全体的なリスク状況に関するリスク許容度表明を承認する責任を有しています。

DTCC Non-Confidential (Green)

その上で、DDRJの取締役会は、経営陣に対して、関係各リスク管理部署の承認を得た上で特定されたリスクの種類毎のリスク許容度を基準にした個別リスクの日々の管理責任を委ねております。

加えて、目標値と実績値も記載したリスク管理項目に関する基準表（メトリックス）を記載したDDRJのリスク・プロファイルを経営陣が検討し、日常業務において想定されるリスクを適切に把握、評価、管理、監視、報告することによって、規制・監督当局の要求基準も満たすことが目的とされています。

DDRJの取締役会は、上記の包括的なリスク管理制度の下、包括的なリスク・プロファイルを常設の報告議題とすることとしており、当該リスク・プロファイルはDDRJの取締役会に四半期毎に報告がなされます。これは、DDRJの経営幹部がリスクについて、適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任を有しており、取締役会にはそれを監督する責任があるという認識に基づくものです。

取締役会は、必要と認めれば、実際にそのようなリスク管理状況を实地確認したりする権限を有するとともに、こうしたリスク管理状況に関する定期報告等を踏まえて、DDRJのオペレーショナル・リスク管理を含めたリスク状況とその管理状況を評価、承認、再評価するとともに、DDRJにおけるリスク管理体制の確立、運営とそれらの機能が実際に適切に発揮されていることについての監督責任を有しています。

さらに、内部監査部門は、DTCCグループとその傘下子会社等のリスクとその統制環境を独立した立場で検証する役割を有しており、リスクの所在を理解し、グループの基準を満たすために必要な対策が実施されることを使命としています。

かかる使命を達成すべく、内部監査部門は、内部統制とそのための手続と記録が十分かどうかを検証し、取締役会に報告する体制をとっています。

なお、DDRJは、DTCCの監査委員会憲章に準拠して機能するDTCCグループの内部監査部門に属する内部監査担当者を自社にも配属するとともに、DTCCグループの内部監査部門も適宜活用して監査機能を運営しています。

また、DDRJでは監査役を任命しており、監査役が独立して取締役会に直接に報告する体制となっています。

重要な考慮事項 7 :

取締役会は、FMIの制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

DDRJは積極的に金融業界と接点を持ち、利害関係者に働きかけるとともに、金融当局と継続的に議論をすることを通じて、ユーザーの関係規制上の要請に沿うよう、万全を期しています。

また、DDRJの経営陣は、金融庁と頻繁かつ定期的な面談の機会を持つことを確保するとともに、関係職員を含めて、ユーザーとも、意思疎通が随時行える状況を確認しています。

DTCCグループに影響を与えるような重大な事柄については、DDRJの取締役会の判断・指示により、必要に応じて、DTCCグループの主要経営陣及び関連機関等にも報告されます。

また、ユーザーにも影響がある重要事項の決定の際には、重要通知としてDTCCグループのウェブサイトを通じてユーザーに公表されるとともに、取締役会の決定事項は、その内容の重大性に応じて、公表や関係規制当局に対しても適切に報告等を行います。

原則 3 包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナル・リスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理態勢を設けるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、FMI に発生する、またはFMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理態勢は定期的に見直されるべきである。

DDRJ が金融庁から取引情報蓄積機関としての指定を受けた明らかな経営目的は、店頭デリバティブ取引市場における透明性を向上させることにより、金融市場の秩序安定に資するという点にあり、かかる経営理念に基づいて、自らが晒されている各種リスクについて包括的に管理することが求められています。

DDRJ におけるリスク管理の枠組みは、DTCC グループのリスク管理方針に基づき、財務会計処理とその統制環境関連リスク、法令・規制遵守リスク、事務プロセスと事務継続関連リスク、IT システムと情報管理関連リスク、業務継続性リスク、人材・人事関連リスクといったものに分類されるオペレーショナル・リスクに加えて、一般的な業務関連リスク、新規業務開始に伴うリスクといったものに分類される戦略リスクといった2つの大きな種類のリスクに分類して、リスクを把握・管理します。

また、DDRJ は一部業務を関連会社に委託していることから、業務委託先管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識の基、定期的に業務委託先主要関係部署と会議を設定し、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

さらに、DDRJ のビジネス・リスク・マネージャーは、DTCC グループのオペレーショナル・リスク・管理部門とも協力して、DDRJ のリスク・プロファイルを策定し、定期的に経営陣と精査・検討する等、リスク管理全般を所管しています。

DTCC グループが定め、DDRJ も原則として遵守することが要請されるリスク管理に関する方針や手続類は、DTCC グループの規程管理ルールに則り、法令等の改定や関連する事務手続の変更時も含め、適宜、見直しが実施されます。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自がFMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

DDRJ は、取引情報蓄積機関であるため、信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクには晒されていませんが、ユーザーに起因するものを含めたオペレーショナル・リスクや戦略リスクには晒されています。

ユーザーに起因するオペレーショナル・リスクについては、当該リスクを低減化するという観点から、DDRJ の業務規程及び業務手順書において、ユーザーの取引情報報告用のシステムへのアクセスを拒否する措置、除名処分手続、懲戒処分手続、罰金処分等に関する条件を明確に規定しています。当該処分の適用事例にはユーザーの口座やシステムがDDRJ のシステムの通常な運用・稼動に重大な悪影響を与えるような場合も含まれます。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他のFMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切な

リスク管理手法を構築すべきである。

DDRJ は一部業務を関連会社に委託していることから、業務委託先管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識の基、定期的に業務委託先主要関係部署と会議を開催し、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

なお、DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、他の主体との間との相互依存関係に由来する信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクには晒されていません。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

DDRJ や DTCC グループの取締役会等において、事業展開の困難性や収益性の観点から、取引情報蓄積機関業務を休止または撤退するという経営判断が下されたり、取引情報蓄積機関としての指定が取り消されるといった事情により、取引情報を収集・報告するための技術的なプラットフォームを提供する使命を有する DDRJ が、日本において事業を休止するといった事態が想定されます。

そのような経営判断に至る原因としては、以下のものが想定できます。

- ・取引量が想定以上に減少することによって手数料収入が著しく減少したり、競合他社が台頭することによって、市場占有率が著しく低下してしまうこと
- ・法令上の要件に対応するため等のために、業務を経済合理性を欠いてしまう程度にまで業務運営費用が増加すること
- ・行政処分や法人罰を科されるといったことにより想定外の費用がかかってしまうこと

DDRJ としては、可能な限り、DDRJ の業務を停止することが必要となるような事態の発生を最小限に抑える努力を払っていますが、万が一、DDRJ の業務休止・解散手続が必要となった場合には、金融庁の認可を予め得るといった金商法上の要件並びに会社法や定款で規定されている要件を遵守するとともに、取引情報を金融庁ないし他の取引情報蓄積機関へ移転し、あるいは、ユーザーに返却するといったことを含めて、規制当局や各利害関係者とも連携して、適切かつ秩序立った対応を行う所存です。

原則 4 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらし可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらし可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 5 担保

FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用

リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 6 証拠金

GCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 7 資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 8 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 9 資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 10 現物の受渡

FMI は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 11 証券集中振替機関

証券集中振替機関は、証券の完全性 (integrity) の確保に資する適切な規則と手続を設けるととも

DTCC Non-Confidential (Green)

に、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。証券集中振替機関は、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、不動化または無券面化された形式で証券を保持すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 1 2 価値交換型決済システム

FMI は、2つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 1 3 参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 1 4 分別管理・勘定移管

CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 1 5 ビジネス・リスク

FMI は、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

DTCC では、DDRJにおける一般的なビジネス・リスクは、資本金の減損につながるような財務状況の悪化の可能性を含むものと考えています。かかる財務状況の悪化の可能性は、予期せぬ取引量の減少、景気の悪化、外部的な市場における特定事象の発生や動向、手数料の引き下げにつながるような競合他社の市場参入といった競争圧力の高まり、DDRJ ないしユーザーに影響を与えるような規制環境の変化、さらには、予期せぬ過大な営業損失の発生といったような、様々な要因によって影響を受けません。

DTCC Non-Confidential (Green)

DTCC 及び DDRJ を含むその傘下子会社では、このようなビジネス・リスクを管理するために、事業計画の達成状況や財務状況を継続的に確認するとともに、システムリスクを含むオペレーショナル・リスクや投資リスクの管理を原則3（包括的リスク管理制度）で述べた包括的なリスク管理の枠組みに基づき行っています。

重要な考慮事項 2：

FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネス・リスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでおり、取引の決済業務や清算業務に伴うような信用リスクや市場リスクには晒されてはいません。

尤も、DDRJ の経営陣は、一般的な業務上のリスク管理の観点ならびに「清算・振替機関向けの総合的な監督指針（VI-2-2 の資本の充実）」で示された基準や CPSS-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための原則」に則り、少なくとも当期の営業費用 6 か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを現在全て流動性の最も高い現金で保有しています。さらに、有事の際には、最終的な親会社である DTCC からの借入金も流動資産として活用できるよう検討しております。

また、DDRJ は、上述の資本を財源とするネットベースの流動資産が十分に確保できているかどうかを、原則3（包括的リスク管理制度）の箇所でご説明した包括的なリスク管理の枠組みの下、営業費用の推移等を把握し、仮に資本ないし純資産の金額が上記の水準に近づいたりする場合には、親会社から追加出資を受け入れる体制を構築しております。

重要な考慮事項 3：

FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

DDRJ は仮に自主的に業務休止をせざるを得ない状況に陥った場合には、金融庁の認可を予め得るという法令上の要件を遵守するだけでなく、監督当局、ユーザーの皆様、その他の利害関係者と緊密な連絡・調整を図りながら、可能な限り、事務的、技術的、法的に円滑な業務の移転に最善を尽くす体制を整備する所存です。

DDRJ は、予算計画策定の際にも、業務運営上のリスクを踏まえて必要となる資本額を定期的に評価・算定しています。

また、本件に関しては、上記原則 15 の重要な考慮事項 2 及び原則 3 の重要な考慮事項 4 のご説明も併せてご参照ください。

重要な考慮事項 4：

ビジネス・リスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有すべきである。

DTCC Non-Confidential (Green)

DDRJ は少なくとも当期の営業費用 6 か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを全て流動性の最も高い現金で保有しています。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

DDRJ は最終的な親会社である DTCC における戦略的な資本計画の中に組み込まれています。当該資本計画は、当局規制上の観点、経済的観点、戦略的観点から評価した必要な資本額、資本政策、DTCC や傘下子会社の機関での検討を踏まえて、策定されます。

DDRJ 自体においても、DTCC グループの財務部門とも協議しながら、予想される業務運営上のリスク、予算の実績との乖離状況、経費支出状況、収益見込み状況の推移を継続的に把握するとともに、「清算・振替機関向けの総合的な監督指針」で示されている資本と流動性の健全性確保に関わる基準も加味しながら、追加増資を含めた、適時・適切な資本充実策を実施しています。

なお、資本増資の際には、DDRJ の取締役会、株主総会での承認手続に加えて、DTCC の経営会議等での承認手続を実施しています。

原則 16 保管・投資リスク

FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務のみを営んでいるため、本原則は適用されません。

原則 17 オペレーショナル・リスク

FMI は、オペレーショナル・リスクをもたらす内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、オペレーショナル・リスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナル・リスク管理の枠組みを設けるべきである。

原則 3 の重要な考慮事項 4 の箇所でもご説明しましたように、DTCC グループにおけるリスク管理に対する基本的な手法は、グループ全体のリスク管理枠組みにも反映されているところですが、リスクの種類毎に潜在リスクベース（即ち、低減化措置がないとした場合のリスク量）で一旦把握した上で、現状ないし追加的な管理措置を踏まえて残余リスクを把握し、監視します。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクは、不十分なし欠陥のある事務手順、役職員あるいはシステム等を原因として事故・事務過誤事象が発生することにより損失が発生する可能性をさします。また、このようなリスクは業務上の課題や顧客ないし規制当局に対する義務に违背することによっても発現します。

DDRJ の属する DTCC グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理枠組みの下では、オペレーショナル・リスクを、以下のカテゴリーのリスクに分類して管理しています。

- ・ 財務会計処理とその統制環境関連リスク
- ・ 事務プロセスと事務継続関連リスク
- ・ IT システムと情報管理関連リスク
- ・ 業務継続性リスク
- ・ 人材・人事関連リスク

オペレーショナル・リスクの管理枠組みの下、DDRJ に関しても、以下のような項目を把握・収集しています。

- ・ 事故発生情報の収集と分析
- ・ リスクの評価－オペレーショナル・リスク・プロファイル
- ・ メトリックス（各種管理指標一覧表）
- ・ リスク管理情報の報告状況
- ・ リスクの受容状況
- ・ シナリオ分析
- ・ 過去に発生した事故事例等から得られた教訓
- ・ 新規業務承認手続
- ・ 外部業者利用に伴うリスクの管理

DDRJ は、オペレーショナル・リスク管理について、既述の DTCC グループのプログラムに基づき作成された、リスク状況の要約、主なリスク要因、リスク評価、リスク状況の傾向を記載するリスクプロファイルの運用を開始しています。

その上で、DDRJ は、そのリスクを効果的に把握、管理、監視する観点から、DTCC グループの関連部門とも協働し、3つの防御ライン体制を敷くという管理手法を採用しています。

第一防御ラインには、業務・業務支援部門と、業務部門と密接に協力しながら日々の業務上のリスクを把握、管理する役割を担うビジネス・リスク・マネジャーが属しています。

第二防御ラインには、管理部門として、社内におけるリスク管理に関する基準を設定し、その基準を遵守するための方法等について指導、助言するとともにその遵守状況を監視する役割があるオペレーショナル・リスク管理部門、コンプライアンス部門、IT リスク管理部門、情報管理部門、業務継続性体制管理部門が属しています。

第三防御ラインには、独立した客観的な立場で監査や指導を実施することにより、第一防御ライン、第二防御ラインのあるべき姿を含めた有効な内部管理体制の確立・維持を支援する役割を有する内部監査部門が属しています。

内部監査部門は、年次で実施する潜在的なリスクの評価とそれに対応する管理措置の内容に応じて、対象部門に対する監査実施頻度を1年に一度から5年に一度までの範囲に設定しています。

監査実施計画は主要なリスクを踏まえて策定しています。さらに、業務部門における主要達成指標や主要リスク指標の推移も監視しながら、業務部門が置かれている環境の変化も視野に入れて、必要であれば、臨時の監査も実施することができます。

第二防御ラインであるコンプライアンス部門も必要に応じて、アセスメントやテストを実施して、管理措置の仕組みとその有効性を検証します。

DTCC Non-Confidential (Green)

さらに、DDRJのビジネス・リスク・マネージャーは、オペレーショナル・リスク管理部門と協議しながら、リスクを洗い出した上で、優先順位をつけながら、その管理策を策定することを主導しています。

DTCCグループにおけるオペレーショナル・リスク管理部門の管理枠組みは、バーゼル委員会やCPSS-IOSCOのオペレーショナル・リスクに関わる基準・指針に関する勧告・推奨内容を、オペレーショナル・リスクを把握、評価、監視、上訴、報告するための管理手法や管理技術に反映しており、その管理手法や管理技術はDDRJにおいても採用しています。

適正な人材の確保及びリスク管理能力の育成

DDRJは取引情報蓄積業務を適切に行うために、それを実現する資質を有する人員を十分に確保できるように継続的に努力しています。

従業員は、内部研修、オンライン研修、外部研修等の機会を通じて、リスク管理の能力、専門的能力や管理職としての能力、さらには、業務知識を身に付ける機会が与えられています。

DDRJは、詐欺的行為の禁止を含め、職員の行動指針を示したDTCCグループ並びにDDRJの倫理規程を遵守することを徹底しています。

重要な考慮事項 2 :

FMIの取締役会は、オペレーショナル・リスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMIのオペレーショナル・リスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

DDRJの経営幹部は、リスクについて適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任を有しており、取締役会にはそれを監督する責任があるため、DDRJの取締役会には、包括的なリスク・プロファイル並びにそれらのリスク管理状況を常設（定例）報告議題とし、四半期毎に報告がなされます。

取締役会は、こうしたリスク管理状況に関する定期報告等を踏まえて、DDRJのオペレーショナル・リスク管理を含めたリスクとその管理状況を評価、再評価します。

重要な考慮事項 3 :

FMIは、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有すべきである。

DDRJは、多くの主要達成指標を活用して、オペレーショナル・リスクの管理状況の進捗管理を行っています。DDRJのリスク・プロファイルにおいては、一般的な業務関連リスク、新規業務関連リスク、事務リスク、IT技術関連リスク、ITシステム関連リスク、法務・コンプライアンス・リスク、さらには、人材関連リスクに関する、いくつかの測定基準を設定し、その目標基準と実際の達成指標を継続的に進捗管理しています。

各測定指標の実績を全体的に把握することにより、DDRJにおける業務運営の安定性を測定するとともに、業務委託先管理の一環として、業務委託先の主要関係部門と定期的な会議も行き検討しています。

当該検討会議においては、DDRJの経営陣は、業務部門や管理部門において直面しているリスク、主要リスク指標や測定基準の推移、重大な事故事象、主なリスク要因に対する現状の管理措置、内部ないし外部環境の変化、前回検討会議以降の重大な事故要因や状況の変化を検証するとともに、現状のリスク許容度の見直しの要否についても検討します。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、増大するストレス量処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

DDRJ は DTCC グループ全体の稼働能力確保計画、稼働能力需要、稼働実績、最大ないし極限状況下での稼働能力についての検討・分析管理枠組みに準拠しています。

この枠組みにおいて DTCC グループの関連各部署は、予想されるシステム処理容量指標を日次、週次、月次で管理するとともに、年次でも検証します。

具体的には、DTCC の担当部署が一定の閾値について DTCC グループ内の他の関連部門と合意した上で、それを測定基準に設定して管理していきます。実際の測定基準には情報記憶容量、ディスク保存容量、CPU での演算処理容量に関する指標が含まれます。必要に応じて想定最大容量の見直しを実施するようなプログラムを組んでいます。

また、これらの分析結果は既述の業務委託先の管理枠組みにおいても検討項目としており、定例会議における検討事項となっています。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

DDRJ は DTCC グループ全体で施設の脆弱性を把握・対処する体制に組み込まれて対応しています。このような体制の下、全ての重要な施設については、DTCC グループの保守管理部門が実際に実地調査を実施するとともに、他の代替施設の検討も行っています。なお、何らかの要改善点がある場合には、内部の体制や手続も必要な見直しがなされます。

DTCC グループの所管部門は、金融業界に関する関係各国規制当局や国際組織が要請・推奨する、IT システムリスクに関わる物理的基準を把握するとともに、当該要請・推奨基準に対応する社内手続・基準を採用したり、取引情報蓄積機関にそのまま適用にならない場合にも、その基準に照らしたリスク分析を実施します。

また、DDRJ は DTCC グループ全体の情報管理の手続を採用しています。IT 技術の観点では、IT システムの脆弱性を察知する包括的なプログラムがあります。また、外部からの社内システムへの不正侵入に対する対応・管理に関する包括的なプログラムもあり、DTCC グループ全体として運営しています。

なお、DDRJ が依拠している DTCC グループの IT システムに関わる情報管理基準は、ISO27001/27002 の基準に適合したものです。

重要な考慮事項 6 :

FMI は、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム (IT システム) は事務処理の停止から 2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるよう計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

基本的に、DDRJ の業務継続体制は、DTCC グループ全体の業務継続体制とその管理手順に基づき対応しています。

すなわち、DTCC グループは、重要なシステムと事務処理業務（継続的な稼働体制、監督当局が要求する時間内での復旧体制を含めて）を継続するために必要な施設、人員、手順を常に整備しており、加えて、DDRJ も自社専用の業務継続性確保のための計画を策定するという体制となっています。

DDRJ の業務継続計画には、不可欠な IT システムアプリケーションの特定とその復旧時間、勤務先施設への入室・接近が困難になった場合の不可欠な職員の代替勤務体制（自宅勤務等）、職員連絡先一覧、職員への連絡順番表、必要な対外広報や連絡の事項、内容、方法、外部委託業者、外部納入業者、監督当局等の緊急連絡先も含めた緊急連絡先網一覧も記載しており、有事の際の対応手順や危機管理手順も記載しています。

これらの業務継続計画は、不可欠なシステム、機能、職員の異動に応じて、常に見直しを行うとともに、業務継続計画調整担当者によって、毎年、経営陣の承認を受けることとし、年に 1 回はその事務所単位での業務継続計画に関する実地訓練を実施することとしています。

なお、DDRJ の業務継続計画は、DTCC グループ全体の業務継続体制の枠組みに沿って策定しており、その目標最長稼働復旧時間は 4 時間以内となっています。尤も、DDRJ では取引・資金の決済業務は行っていないため、この稼働復旧時間目標であっても、金融市場に支障を及ぼすことはないものと考えております。

重要な考慮事項 7 :

FMI は、主要な参加者・他の FMI・サービス業者・公益事業者 (utility provider) が FMI の事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMI では、自らの事務処理が他の FMI にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

DDRJ は取引情報の蓄積・報告という業務に従事していますので、仮にユーザーにおける関連事務処理に障害等が発生した場合には、その障害の影響を受けた取引情報について、DDRJ への取引情報の提出、ひいては、金融庁に対し未報告あるいはその報告が遅延というリスクが存在します。

DDRJ は取引の決済・清算業務には従事していませんので、それらに関する影響やリスクはありません。

社会インフラが途絶するというリスクに対応すべく、DDRJ は、厳格なインフラ業者選定手続に基づいて各地域において高い信用力のある業者を利用するとともに、代替的なインフラ業者も確保するという DTCC グループの管理体制の下で取引情報蓄積業務を営んでいます。さらに、DTCC グループでは、複数のデータ・センターを稼働させて、取引情報蓄積業務を運営しています。従って、かかるリスクを回避するための対応策は相応に整備できています。

その上で、地域の社会インフラが途絶するという事態が発生するリスクに関しては、電気・水道が断絶した場合に備えて緊急代替装置を確保するとともに、通信・インターネットが断絶した場合に備えて複数のサービス提供者と契約を締結するといった対応を、それぞれ行っています。

さらに、DDRJ は、金商法の規定に基づき、金融庁の正式な承認の下、その業務の一部を関連会社に委託しています。かかる業務委託者としての管理責任を全うするために、業務委託先の主要関係部署と、提供されるサービスの品質について定期的に検証しその品質管理の向上にも注力しています。

なお、DDRJ は取引情報の蓄積・報告業務だけを行っていますので、他の金融インフラ業者に対して悪影響や障害が伝播するといったリスクは無く、個別・具体的なレベルで調整・連携体制を構築する必要性があるとは認識していません。

原則 18 アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

DDRJ のユーザーは取引情報報告義務の課せられている金融商品取引業者等に限定されていますが、その上で、当該金融商品取引業者等が当社のサービスを利用していただくためには、以下の条件を充足していただく必要があります。

- ・ 口座開設のための DDRJ ユーザー契約書の締結
- ・ DDRJ 業務手順書の遵守
- ・ DDRJ の業務規程の遵守
- ・ 顧客属性上の制限やマネーロンダリング及びテロ資金供与等への関与防止に関わる関係規制（米国の OFAC 規制ないし資産凍結対象者等との取引禁止を含む）に抵触しないこと
- ・ DDRJ の報告用システムへのアクセス付与のために必要となる、DDRJ の指定する仕様に従った技術的仕様の確保に関わる関係書類の記入・提出
- ・ 情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準
- ・ 課金手数料の支払い負担

DDRJ の上記のような利用要件は、DDRJ の業務特性やユーザーの属性に応じ、かつ、リスクに沿った合理的な利用要件となっており、その内容は、取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。また、当該利用要件は DTCC グループのウェブサイトにおいても公表しています。

重要な考慮事項 2 :

FMI の参加要件は、FMI および業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMI は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

金商法第 156 条の 64 及び関係内閣府令により、現状、店頭デリバティブ取引情報の報告義務が課せられている対象者は金融商品取引業者等に限定されていますので、当該金融商品取引業者等であることが DDRJ の参加条件を満たすための法令上の要件となります。

また、全ての DDRJ のユーザーには、弊社の顧客契約書と業務手順書の条項の遵守義務の一環として、同一の技術的仕様の確保義務や情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準充足が求められます。

ユーザーによって指定され、ユーザに代わって取引データを提出する法主体（者）も、ユーザーと同一の共通の顧客契約書において明記ないし参照準用された、業務手順書における、守秘義務、技術的仕様要件、情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定水準の基準等を含む、各条項の内容に服します。

さらに、重要な考慮事項 1 の箇所でもご説明しましたように、DDRJ では、利用要件として、口座開設のために必要な関係帳票類の条項遵守、マネーロンダリング防止等の観点からのスクリーニング関係規制の遵守を要請していますが、それらの要件は、DDRJ の業務の特性やユーザーの属性に応じ、かつ、関係法令や取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。

DDRJ の利用要件に関する顧客契約書や業務手順書の条項は、規制環境や一般的な市場環境の変化、さらには、現行の利用要件に関するリスクや技術発展の状況を常に検証し、必要な場合には見直しを行い、仮に見直しを実施した場合には、ユーザーに平等に適用されます。

それらの要件を規律する顧客契約書や業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供しています。

また、業務規程や業務手順書はDTCCグループのウェブサイトにも掲示しており、それらの規程類に係わる重要事項等に変更があった場合には、DTCCグループのウェブサイトに掲示する重要連絡によりユーザーに連絡されるとともに、全てのユーザーに対して、それ以外の手段を通じて個別に伝達されます。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

DDRJ の業務手順書においては、DDRJ がシステムとそれを通じて提供するサービスに対するすべての管理権を有している旨を規定しています。

また、DDRJ の業務手順書においては、関係法令や業務手順書違反をしたユーザーの除名、懲戒手続についても、処分事由、異議申立手続を含めて、詳細に規定しています。

当該規律に関する手続を記載している業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の業者様にも提供しています。

また、業務手順書は、DTCCグループのウェブサイトに掲示しており、業務手順書を変更する場合には、全ての顧客に対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCCグループのウェブサイトでも公表しております。

原則 19 階層的参加形態

FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。

日本においては、取引情報蓄積機関のユーザーとしての参加形態に関して、階層的参加の仕組みは存在していないため、本原則はDDRJには適用されません。

原則 20 FMI 間リンク

FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務だけを営んでいますが、現行の法制度の下では、金融商品取引清算機関は、直接、金融庁に同機関を通じて清算された取引に関する取引情報を報告する枠組みとなっており、また、他の取引情報蓄積機関とのリンク制度も存在していないため、弊社においては、他の FMI とのリンクは存在いたしません。

このため、本原則はDDRJには適用されません。

原則 2 1 効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

DDRJ は、米国において多くの金融インフラを傘下に収めている米国持株会社である DTCC を親会社としており、DTCC 自身が、金融市場の参加者であり、サービスを利用するユーザーでもある金融機関によって設立され、所有されています。

また、このような金融インフラとしての DDRJ の役割から、その運営に要する費用を効率的に管理した上で、必要となる手数料を徴求させていただくという方針で業務を運営しています。

DTCC グループとしての上記のような経営使命を踏まえ、DDRJ の経営理念を謳った規程においても、DDRJ の顧客に対する責務として、以下の内容を掲げています。

- ・ 低価格かつ合理的な費用で顧客の金融活動をサポートする多様なサービスを提供すること。
- ・ 必要に応じてこれらのサービスを拡張し、顧客の発展する金融活動の新たな要求を迅速かつ効果的に満たすこと。

その上で、DDRJ は、金融庁による規制・監督に服している取引情報蓄積機関として、ガバナンスを含むその組織や管理体制のあり方の全てが、ユーザーの金融庁への取引報告義務を代わって果たすという立場によって規定されています。

具体的には、以下のような背景とプロセスを通じて、DDRJ の商品・サービスの開発が市場ニーズに見合ったものとなるように万全を期しています。

経営戦略の策定過程の観点から

DTCC グループにおいて DDRJ を含む各国の取引情報蓄積業務を担う関係会社各社の年次業務目標を策定しており、DDRJ も当該戦略目標の中に位置づけられて業務運営を行います。

当該業務目標は、DTCC 傘下の各法人、DTCC の取締役会のみならず、関係金融業界や関係規制当局等との協議・調整を経て策定されます。

さらに、DDRJ 自体の業務目標については、関係規制で要請される全ての事項を満たすために必要な課題や実行計画を洗い出すために、関係監督当局、金融関係業界、業界団体や業界作業部会との継続的な対話を通じて、継続的に策定・見直しが実施され、日本における独立した法人として、DDRJ の取締役会において必要な承認と報告が行われます。

商品開発過程へのユーザーによる関与の観点から

DDRJ は、業界の方々と組成する作業部会を主催したり、そこに参加することを通じて、商品・サービスの開発とその継続的な品質管理の過程にユーザーが関与していただけるように配慮していますので、DDRJ のユーザーは、業界での相互の意思疎通を円滑にしたり、あるいは、取引情報の提出と当局への報告に関わる市場や規制に対する要請事項を提起したりする目的で、そのような検討会に参加していただくことができます。

DDRJ は、金融当局との間でも、現在及び将来の規制のあり方について緊密な議論・意思疎通を行っています。

重要な考慮事項 2 :

DTCC Non-Confidential (Green)

FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

金融市場インフラ業務を提供する DTCC グループの一員として、DDRJ の使命と業務命題は、2009 年のピッツバーグ・サミットにおける G20 合意に基づく店頭デリバティブ取引市場の透明性向上、金融市場におけるシステミック・リスク削減及び市場濫用の防止に貢献するという課題とそれに関わる日本における法令・規則の遵守です。

業務目標の進捗状況並びに市場概況は、常設議題として、DDRJ の取締役会に定期的に報告されます。また、リスク管理（業務委託先管理状況を含む）、コンプライアンス、内部監査に関する事項も取締役会に報告されています。

このような業務の効率性や有効性並びにリスク管理に関する状況報告は、DTCC グループの経営陣とも共有され、DTCC グループ全体で業務課題の進捗管理が行われます。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

重要な考慮事項 2 に対する上記のご説明にありますように、DDRJ は、業務推進課題、業務目標進捗状況、オペレーショナル・リスク管理においては、業務の効率性や有効性がオペレーショナル・リスクの観点からも客観的に把握できるようになっており、DTCC グループの経営陣とも情報共有を行うことで DTCC グループ全体での業務課題の進捗状況が把握できるようになっています。

原則 2 2 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

DDRJ は国際的な業界でデリバティブ取引の取引情報を伝達するために一般的に使用されている通信手段、例えば、インターネット、専用線といった手段に対応しています。これらのすべての通信手段は、全てのユーザーにおいて利用が可能です。

加えて、仮にユーザーの明示的な承認に基づいて、ユーザーの事務委託業者がユーザーに代わって、DDRJ のシステムに入力する場合であっても、それらの方々が、いずれかの通信手段やそのいくつかの組み合わせた通信手段を利用することも可能です。ユーザーは口座開設の段階でどの通信手段を利用するかを選択しますが、DDRJ のサービス利用期間中、いつでも、インターネットに加えて専用線といった具合に、使用する通信手段の変更・追加を行うことが可能です。

以下に、選択可能な通信手段とそれに対応するメッセージ様式を列挙します。

専用線 (MQ) ・ FpML (Financial Product Markup Language)
専用線 (sFTP/FTP/NDM (push/pull)) ・ CSV (Comma Separated Value)
専用線 (sFTP/FTP/NDM (push/pull)) ・ FpML (Financial Product Markup Language)
インターネット (GUI (Upload/Download)) ・ CSV (Comma Separated Value)
インターネット (sFTP (push/pull)) ・ FpML (Financial Product Markup Language)
インターネット (sFTP (push/pull)) ・ CSV (Comma Separated Value)

DTCC Non-Confidential (Green)

また、DDRJは業界で利用されている金融取引の特定や取引相手方の特定のために利用されている識別番号制度の利用に向けて全面的に支援しています。DDRJは、そうした識別番号制度の普及に向けて、引き続き業界関係者と協働してまいります。

原則 2 3 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

DDRJ の顧客契約書とそこで参照され準拠することが明記されている DDRJ の業務手順書、さらには、DDRJ の業務規程が、ユーザーを含めた関係者に適用される契約関係並びに業務の手続を構成しています。

顧客契約書や業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供しています。

また、業務規程、顧客契約書並びに業務手順書は、DTCC グループのウェブサイトにも掲示するとともに、それらを変更する場合には、全ての顧客に対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

DDRJ の業務手順書には、ユーザーと DDRJ のお互いの権利・義務関係を規定しており、また、ユーザーは、最終的には自らの責任で DDRJ のサービスとシステムを利用することになっています。

DDRJ の業務手順書は、全てのユーザーに対して平等に適用されますので、その適用において、あるリスクに関して、特定のユーザーが他のユーザーに比べて、より保護されたり保護を受けないといったことはありません。

また、以下の文書がシステムの仕様や処理方法に関する情報を記載したものです。

- ・ 技術要件書
- ・ 業務要件書（本文書は一義的には内部文書ですが、必要に応じてユーザーにも共有することができます。）
- ・ 機能要件書
- ・ ユーザー・ガイド

ユーザーは、DTCC グループのウェブサイトアクセスすることにより、これらの書面を入手することができ、将来にユーザーになることを検討されている方々が、DDRJ のシステムへの接続環境・要件やテストの機能・要件に関する情報を求めている場合にも、守秘義務に服することを条件に、必要な情報を提供しています。

業務手順書は DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等を変更する場合には、全ての顧客に対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加者が FMI の規則・手続きや FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

DDRJ は、以下のような方法で、ユーザーが DDRJ の関連規程や事務手続の内容を理解することができるための努力を払っています。

- ・ DDRJ の業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供。また、DTCC グループのウェブサイトにも掲示。
- ・ DDRJ の業務規程は DTCC グループのウェブサイトに掲示
- ・ ユーザー・ガイドは DTCC グループのウェブサイトに掲示。
- ・ ユーザーのニーズに応じて、ユーザーの権利・義務に関わる内容をユーザーに個別にご説明するとともに、万が一、法務、コンプライアンス、経営・管理に関する疑問や論点が提起された場合には、必要に応じて、内部で報告する体制を構築。
- ・ 口座開設手続に関する条件や事務手続について詳細なご説明を実施する体制を構築。
- ・ DDRJ は、必要に応じ、ユーザーが属する業界との作業部会に参加し、意思疎通、議論、情報共有に尽力。
- ・ DDRJ は、将来ユーザーになることを検討されている方々にも、ご説明や相談事項に応じ、万が一にも理解が不十分であるといった事態の未然防止に注力。
- ・ ユーザーに検収テストに参加していただき、そのテスト結果に問題がなかったことを確認し、ユーザーの理解に不十分な点がないことを確認。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

手数料体系表は、現在、業務手順書の附属資料となっており、全てのユーザーには手数料体系表とともに業務手順書を予め手交するとともに、口座開設を検討されている方から要請があった場合にも、それらの書面を手交しています。また、手数料体系表は DTCC グループのウェブサイトにも掲示しています。

さらに、手数料体系表を変更する際には、DDRJ の取締役会の承認を得た上で実施することとしています。その場合には、全ての顧客宛に告知します。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO) に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

この文書が、CPSS-IOSCO の「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づく、DDRJ の開示文書です。DDRJ は、今後、当社ないしその業務に関して重大な変更があり次第、随時、本報告書を更新するとともに、少なくとも年に一回の頻度で更新した内容の本報告書を開示します。

なお、現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

原則 2 4 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

重要な考慮事項 1 :

TR は、関係当局や関係業界の期待に沿って、関係当局と公衆のそれぞれに対して、市場の透明性を高めるとともに、他の公共政策目的に資するような包括的かつ十分に詳細なデータを提供すべきである。

現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

重要な考慮事項 2 :

TR は、関係当局に適時・適切なデータの提供を行うための実効的なプロセスと手続を整備し、関係当局が各々の規制上の任務や法的な責務を果たすことができるようにすべきである。

金融庁への取引報告業務を開始する際、金融庁が利用する受信システム要件を詳細に精査・検討し、DDRJ の業務委託先関係部署と協働でデータを提供できるようなシステムを構築しております。

また、システム要件に変更が必要または要求された場合も同様に業務委託先関係部署と協働し、要件が充足されるようにシステムを開発しております。

重要な考慮事項 3 :

TR は最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備すべきである。データは適時に、分析が容易な形式で提供されるべきである。

DDRJ が使用するシステムにはデータを検証するプログラムも内在されており、仮にエラーが生じている場合でも、例外処理に基づき検出・対応しております。

取引情報データは金融庁の要件に基づき作成・送信しております。

5. 公表物

CPMI-IOSCO 金融市場インフラのための原則

<http://www.iosco.org/>及び<http://www.bis.org>

金融商品取引法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0025.html>

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F10001000048.html>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/seisan.pdf>

日本銀行法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0089.html>

DDRJ 業務規程、業務手順書、顧客契約書等

<http://www.dtcc.com>

DTCC アニュアル・レポート

<http://www.dtcc.com>